

## ＝消費生活相談員のための判例紹介＝

歩合外務員による社債詐欺と証券会社の使用者責任

顧客が購入代金を社債発行会社の口座へ送金した等の場合に証券会社の使用者責任が認められた事例

大阪地方裁判所 平成27年2月26日判決 平成24年（ワ）第7807号損害賠償請求事件

大阪高等裁判所 平成27年6月24日判決 平成27年（ネ）第1112号損害賠償請求控訴事件

弁護士 岡崎 宣利（大阪弁護士会）

### 事案の概要

Xは昭和5年生まれ的女性であり、最終学歴は高等女学校卒、職歴は婚姻前5年のみ、資産は株式が1200万円、預貯金が500万円、地方に500坪の土地を有していました。金融商品（社債）取引の知識はありませんでした。

Xの夫Aは約30～40年前からB証券会社の外務員Cを担当者としてB社と株式取引を行っており、CがY証券会社に移籍した後、AはCを担当者としてY社と株式取引を行っていました。

その後、約15年前、Aが病身となって以降、XがCを担当者としてY社と株式取引を行うようになり、その後Cが退職したことにより後任の外務員Dを担当者として株式取引を継続していました（実際の取引の判断はCやDに勧められるままに行っていました）。

DはY社の正社員（雇用契約）ではなく、歩合外務員（委任契約）であり、報酬は顧客から徴収する手数料額の40ないし55パーセントなどと定められていましたが、Dが使用していた名刺にはY社の商号、所属、地図、Y社の振込口座が記載され、歩合外務員であることを示す記載はなく、XはDが歩合外務員であることを知りませんでした。

Dは、Y社の勤務時間内にX宅を訪問し、株式は値上がりせず、社債の方が利回りが良いなどと言って、実体のないF社の社債600万円の購入を勧誘しました。Xは社債について知識も経験もありませんでしたが、それまでDを介してY社と株式取引をしており、Y社に所属するDの説明を信用して、F社の社債を購入することとし、Dと一緒に銀行へ出向き、Dの指示によりF社の口座へ購入代金を送金しました。その際、銀行の職員が心配して声をかけてきましたが、DがY社の身分証明書を提示して適正な取引である旨を説明しました。

その後もXはDから勧誘され、約1年の間に、F社の社債100万円、300万円、600万円を購入しました（最後の600万円は最初の600万円の償還金を充当する取り扱いであったため、実際の

支払額は合計1000万円）。

本件各取引の際、Xは社債の募集要項等を渡されず、F社からXに対し「社債申込確認書」が送付されたのみでした。また、XはY社から送付される取引報告書等の書類を確認したことはなく、本件各取引の記載があるかどうかを確認していませんでした。

その後、DがY社を退職し、本件各社債の利息が支払われなかったことからDがY社に無断でF社の社債を勧誘していたことが発覚しました。

XはD及びF社に対し共同不法行為責任（民法719条）に基づき、Y社に対し使用者責任（民法715条）に基づき、損害賠償請求訴訟を提訴しました。

### 使用者責任について

民法715条1項は、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う、と定めています。

民法の基本原則である私的自治の原則からは他人の行為については責任を負わないのが原則ですが、使用者責任は例外であり、被用者を使って利益を上げる者はその被用者が第三者に損害を加えた場合にはその責任を負担するのが公平であるという趣旨（報償責任）に基づくものとされています。

しかし、いくら被用者が行ったとしても、使用者の事業と無関係のもの（個人的行為）については「事業の執行について」とはいえなくなりますから、使用者は責任を負わされないこととなります（「事業の執行について」という要件と個人的行為については判例タイムズ1255号63頁を参照して下さい）。

参考判例として、郵便局の保険外務員が、簡易保険の契約者に対し、虚偽の事実を述べて簡易保険の契約者貸付の方法により資金の融通を受け、同契約者に損害を被らせた事案について、個人的な貸借関係であるとして、事業の執行の範囲外としたものがあります（最判平成15年3月25日判時1826号55頁）。

## 第1審訴訟の推移

F社は欠席によりXの請求全部認容判決が下され、Dは答弁書のみ提出したのち欠席によりXの請求全部認容判決が下されましたが、何れも回収に至らず、残るY社との訴訟が極めて重要となりました。

Y社との訴訟における主な争点は、1. Y社の事業の執行の範囲内か個人的取引か、2. Xに重過失があるか及び過失相殺割合です。

審理中、和解期日では、Y社側は8割の過失相殺、X側は2割の過失相殺を主張し、裁判所から5割の過失相殺の提示がありました。合意に至らず、判決へ進みました。

## 第1審訴訟判決

第1審判決は、F社の社債は実体がないか又は償還可能性がなく、DはXに対し詐欺行為により1000万円の出損をさせたことと認定したうえ、次のとおり判示しました。

### 争点1

・Y社の事業の執行の範囲内か個人的取引かについて

本判決は、①DはY社の勤務時間内にXに対する勧誘を行っていること、Dは本件各取引がY社との間の取引であるように装っていたことから、Y社の外務員としての行為（事業の執行の範囲内）であったとしました。そして、②XがY社を介することなくF社宛てに購入代金の振込手続をしている点については、Dが銀行の職員に対してY社の身分証明書を示し、Y社の業務として行っていることの説明をしていたことから、個人的取引ではないとしました。さらに、③Y社側がDの報酬は高額であるから（顧客から徴収する手数料額の40ないし55パーセント）、報償責任の基礎を欠くか極めて脆弱であると主張した点については、Xに何ら関わりない報酬の点が使用者責任の存否に影響することはないとしました。また、④Y社側が歩合外務員の顧客は証券会社との信頼関係ではなく歩合外務員個人との信頼関係を基礎として取引を行っていることと主張した点については、歩合外務員と正社員である従業員とを外形上区別することは困難であるし、XはCの退職時もDの退職時もY社との取引を継続しているからXがDとの個人的関係に基づいて取引をしていたものではないとしました。

### 争点2

・重過失及び過失相殺について

本判決は、①Xは通常交付されるべき書面も受領していないにもかかわらずDからの勧誘を鵜呑みに

し、従前の取引と異なってF社宛てに購入代金を振り込み、Y社から送付されてくる取引報告書を確認することもなかったことから過失があることは否定できないとしつつ、②Xは高齢であり、従前の株式取引も担当者の勧めるままに行っており、これまで問題が生じたこともなかったことから、Dの勧誘に疑念を抱くことがなかったものであり、取引報告書を確認しなかったのも同様の事情によるものと認められ、Xは社債についての知識もなかったから、購入代金をF社宛てに振り込んだ点について疑念を抱くに至ることは必ずしも容易でなかったとし、重大な過失があったとは認められず、一切の事情を考慮して、過失相殺を4割としました。

## 控訴及び附帯控訴

Y社は控訴しましたが、X側は控訴・附帯控訴をしませんでした（6割認められれば十分ということでした）。

## 控訴審判決

控訴審判決は、①Dの勧誘行為はY社の事業執行の範囲内のものであったとしました。また、②過失相殺については、使用者責任を定める民法715条1項の規定の趣旨に照らせば、Xの過失割合を判断するに当たっては、Y社の被用者であるDの加害態様との比較検討をすべきところ、本件におけるDの行為は詐欺行為であって、その違法性は過失により説明義務や適合性原則遵守義務に違反した場合と比較して格段に高いものというべきであるとし、過失相殺を2割としました。

但しXから附帯控訴をしていないため、控訴棄却に止まりました（判決確定）。

## 感想

第1審の途中、本件と類似の事案で使用者責任を否定する判決が出されたとの情報があり、心配させられました。しかし、社債購入代金を振り込んだ際の銀行職員とDとのやりとりを立証できたことが大きく、さらにXが高齢で社債取引の知識・経験がなかったことや、社債の勧誘がDの勤務時間内に通常の営業の一環として行われたことを立証できたことなどが今回の判決につながったのではないかと思います。

結局、控訴審では、当初からの主張（使用者責任の成立、過失相殺は2割）が認められ嬉しく思いますが、Xが過失相殺4割で満足してしまい附帯控訴しなかったのは残念でした。